

第三次長野市地域福祉計画

(答申案)

概要

長野市

1 計画の策定に当たって

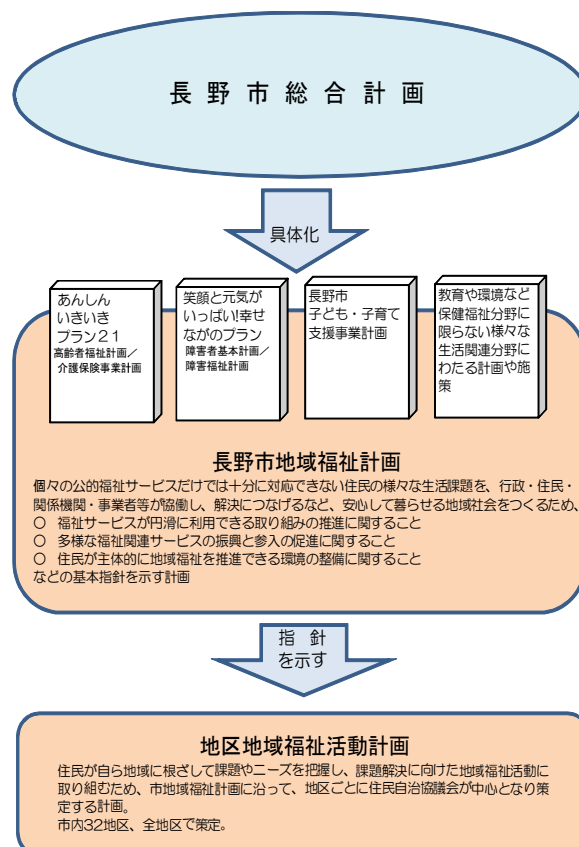
1. 計画策定の趣旨

- 平成17年6月「長野市地域福祉計画」を策定、見直しを行い、平成23年4月「第二次長野市地域福祉計画」を策定
- 少子高齢化、単身世帯の増加により、家族関係や地域住民相互のつながりが希薄化、隣近所の支え合いの低下により新たな福祉課題が発生
- 地域福祉を取り巻く環境の変化や新たな福祉課題に対応するため、第二次計画を見直し、新たに本計画を策定

2. 計画の位置付け

- 社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」
- 長野市総合計画の施策を具体化する計画
- 本市における地域福祉推進の指針を示す。
- 個々の公的福祉サービスだけでは十分に対応できない地域の課題について、行政と住民、関係機関等が解決に向けて協働するための方向性を示す。

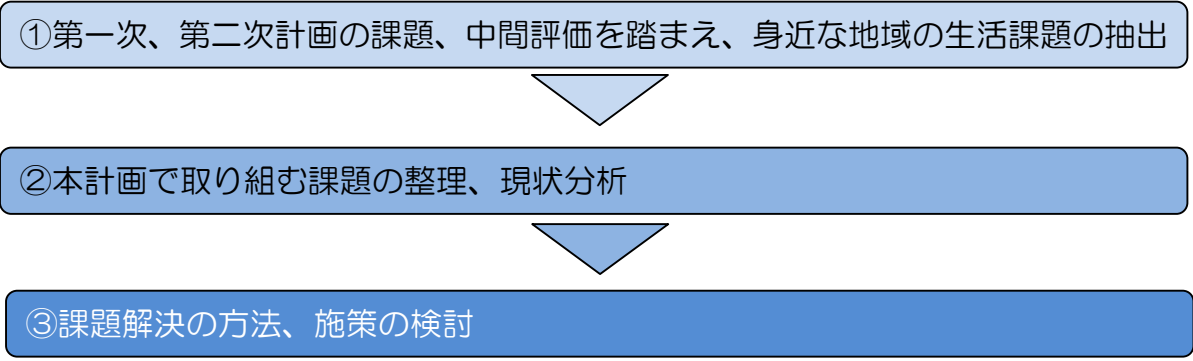
計画の位置付けのイメージ



3. 計画策定の体制

- 市民企画作業部会（市民参加によるワーキンググループ）での検討
計 22 回開催 委員数：37 名

（検討の過程）



- 地域福祉庁内推進会議での検討
幹事会を構成する庁内 11 課から市民企画作業部会へ参加
（地域活動支援課、人権・男女共同参画課、生活支援課、高齢者福祉課、介護保険課、障害福祉課、保健所総務課、保健所健康課、こども政策課、子育て支援課、保育・幼稚園課）
- 長野市社会福祉審議会地域福祉専門分科会での審議
計 4 回開催 委員数及び構成：15 名
（社会福祉関係者 9 名、学識経験者 5 名（うち公募委員 3 名）、市議会議員 1 名）

4. 計画の期間

平成 28 年度を初年度として、平成 33 年度を目標年度とする 6 か年とします。

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
長野市総合計画	第四次前期基本計画 (平成19年度～平成23年度)				第四次後期基本計画 (平成24年度～平成28年度)				第五次前期基本計画 (平成29年度～平成33年度)						
長野市地域福祉計画	第一次計画 (平成17年度～平成22年度)				第二次計画 (平成23年度～平成27年度)				第三次計画 (平成28年度～平成33年度)						

2

地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 地域福祉を取り巻く課題

地域福祉を取り巻く課題は、以下のとおりです。

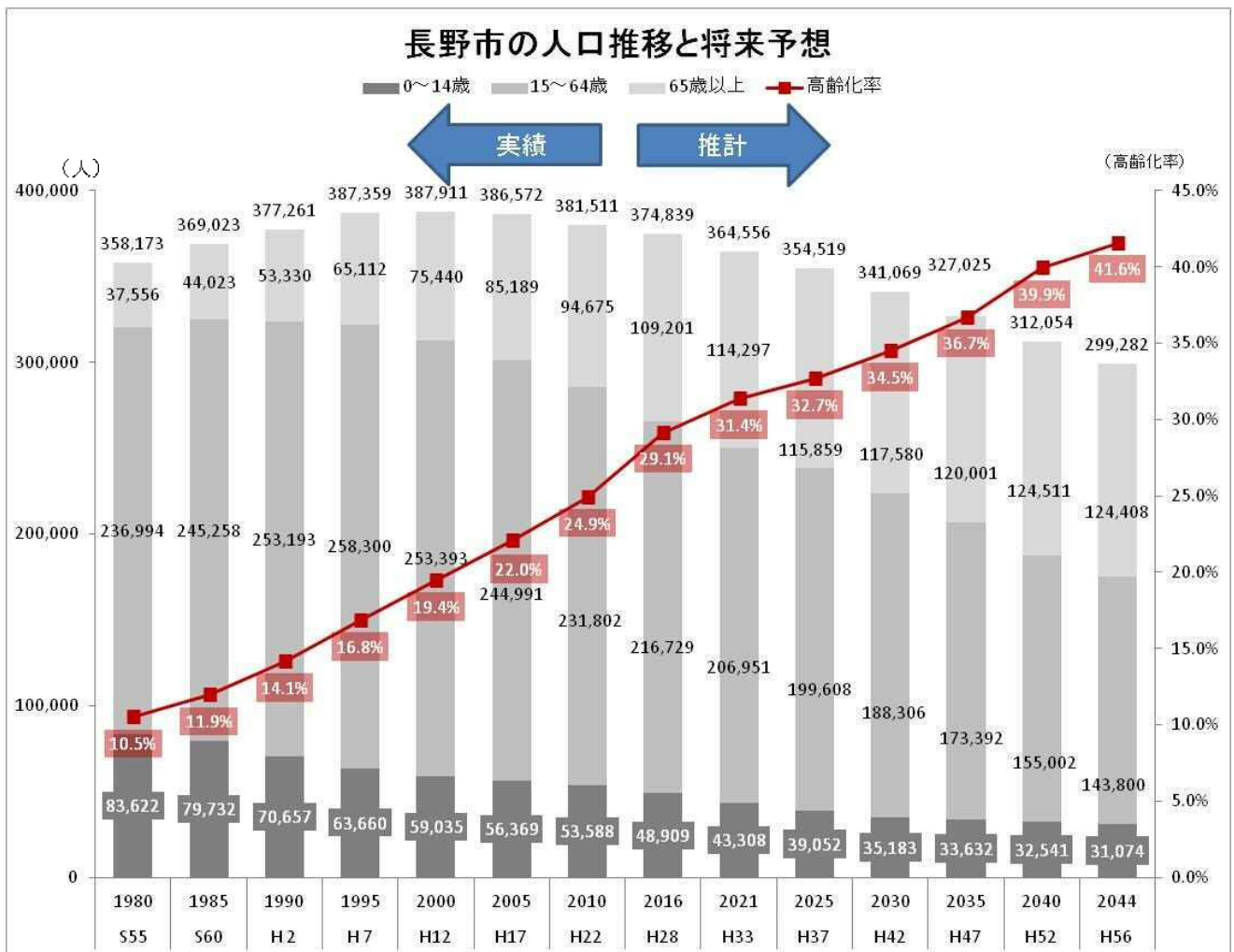
①家庭の孤立	単独世帯の増加や、地域住民相互のつながりの希薄化などを背景に、社会的な孤立や生活困窮が地域の中で進んできています。
②生活弱者の増加	日常生活に必要な買物、移動、ごみ出し、雪かき等が困難な状況におかれ、様々な日常生活の困りごとを抱える生活弱者が増加しています。
③2025年問題	団塊世代が2025年頃までに後期高齢者(75歳以上)となることにより、医療費や社会保障費の急増が懸念されます。
④課題の重層化	親の介護問題と自分自身の就業問題を抱えた子どもなど、ひとつの制度やサービスでは対応が困難な家庭が増えています。
⑤自殺者3万人時代	平成10年に自殺者が3万人を超え、その後も高い水準が続いています。平成19年に自殺者対策基本法に基づき、自殺総合対策大綱が策定され、国を挙げて自殺対策に取り組んでいます。 自殺原因の上位を占めるのは、うつ病を主原因とする健康問題、生活苦を主原因とする経済・生活問題、家族間の人間関係を主原因とする家庭問題です。心の危機、生活の危機、存在の危機が重なる現実はどう取り組むかが問われています。
⑥子どもの貧困	相対的貧困率(※)が2000年代中ごろからOECD(※)平均を上回っています。特に「子どもの貧困」は、6人に1人となっています。親から子への「貧困の連鎖」を食い止めるための取り組みが必要になってきています。
⑦担い手の不足	地域福祉の課題やニーズは、容易に解決できるものから、課題等が困難で、解決のためには、継続的かつ専門的な支援が必要なものまで多様化しているものの、少子高齢化の進展により、支え合い活動の担い手が不足しています。

2. 長野市の現状

●長野市の人口傾向

本市の総人口は、平成 12 年をピークに減少を続けており、年少人口(15 歳未満)の減少、老年人口(65 歳以上)の増加という少子高齢化が進んでいます。

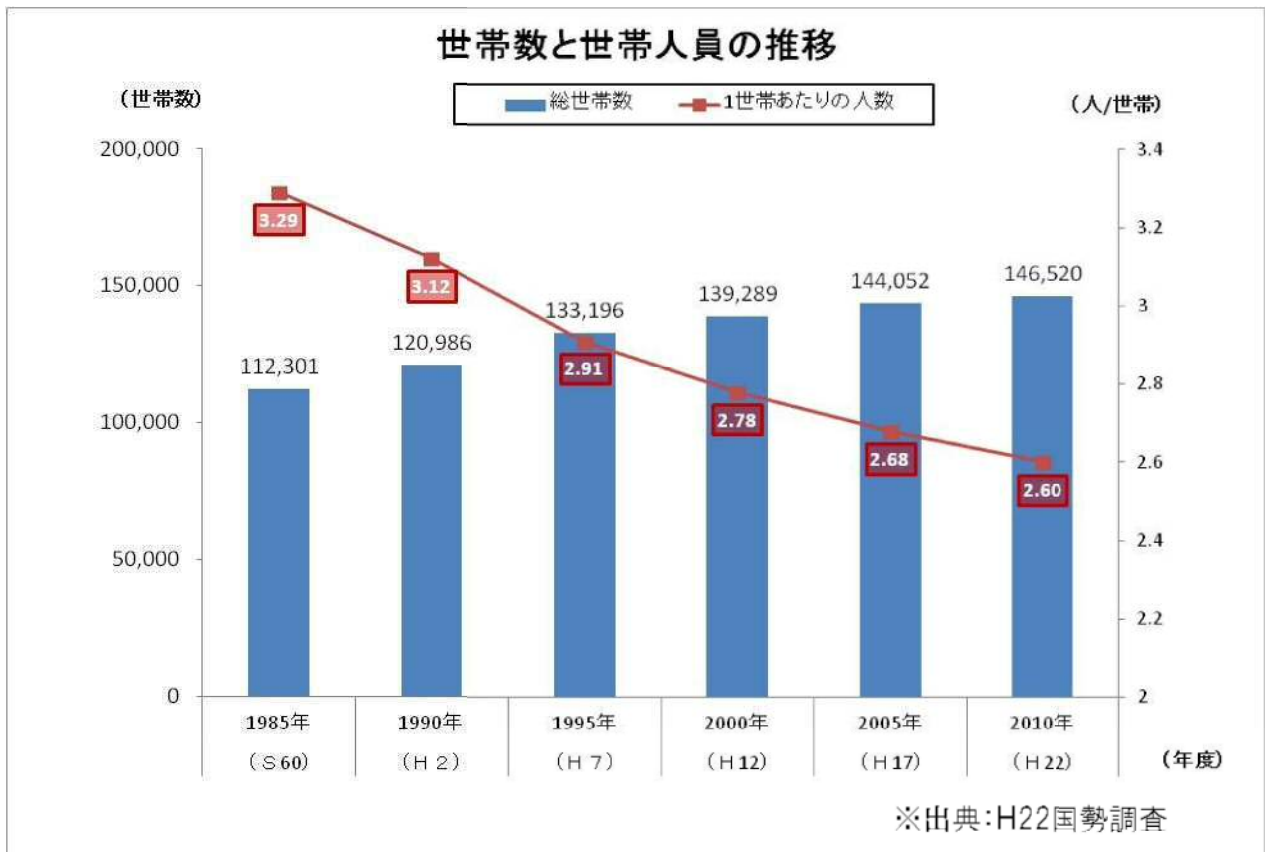
30 年後の平成 56 年頃には、高齢化率は 40%を超える見込みです。



※出典：長野市企画課資料
「平成 25 年長野市将来人口推計」

●世帯の状況

世帯数は、平成 22 年国勢調査の結果から昭和 60 年と平成 22 年を比較すると、34,219 世帯増加し、146,520 世帯となっています。世帯数が増え続ける一方で、1世帯あたりの人数は減少し続け、2.60 人となっています。



3 計画の目指す将来像と基本的な考え方

1. 地域福祉計画で目指す将来像

一人ひとりが自分らしくいきいきと、安心して暮していけるように、認め合い、支え合い、活かし合いながら、共に生きていく地域社会

2. 将来像を実現するための基本目標

基本目標1	地域福祉を推進するための基盤をつくる
-------	--------------------

引き続き地区地域福祉活動計画を推進していくとともに、住民一人ひとりの当事者意識の向上など、地域福祉を推進するための環境を整えることを目指します。

基本目標2	一人ひとりの思いをつなげ、様々な担い手が連携できる仕組みをつくる
-------	----------------------------------

行政・住民・関係機関等の様々な担い手が連携・協働できる仕組みをつくることを目指します。

基本目標3	一人ひとりの思いを受け止め、福祉サービスや支え合い活動を充実する
-------	----------------------------------

市民一人ひとりが自ら声をあげられない人や困りごとを抱えている人に気づき、支援につなげていくための体制づくりや取組の充実を目指します。

3. 施策の体系

一人ひとりが自分らしくいきいきと、安心して暮らしていけるように、
認め合い、支え合い、活かし合いながら、共に生きていく地域社会

<p>基本目標1 地域福祉を 推進するための 基盤をつくる</p>	<p>1-1 地域の課題を地域で解決するための取組の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地区地域福祉活動計画に基づく取組の推進 2 地区地域福祉活動計画及び計画に基づく取組の周知 3 地区地域福祉活動計画の検証見直し 4 地域福祉ワーカーの設置 <p>1-2 学び合い、共に育つ「福祉共育」の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「福祉共育」の充実 2 全市的な啓発の実施 3 「福祉共育」の担い手への支援の強化 <p>1-3 地域福祉を推進する担い手や資源の創出</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多様な担い手の創出 2 地域の社会福祉法人、NPO や企業等の支え合い活動への参加の促進 3 地域福祉活動のリーダー等への支援の強化 <p>1-4 地域福祉を推進する組織や場づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民自治協議会への支援の強化 2 地域福祉推進拠点の整備・活用の推進
<p>基本目標2 一人ひとりの 思いをつなげ、 様々な担い手が 連携できる 仕組みをつくる</p>	<p>2-1 支援する人が孤立しない仕組みづくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 民生委員・児童委員への支援の強化 2 困難ケースを連携して解決するための仕組みづくり 3 個人情報への取扱いに関する研修の充実 <p>2-2 多様な人や組織が連携・協働する体制をつくる</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地区内の連携・協働体制の充実 2 地区を超えた連携・協働体制の充実
<p>基本目標3 一人ひとりの 思いを受け止め、 福祉サービスや 支え合い活動を 充実する</p>	<p>3-1 地域で見守り、地域で支える体制の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小地域単位での交流活動の推進 2 日常生活における見守り活動の充実 3 民間企業等との協力体制の確保 <p>3-2 どんな悩みも「受け止め」「つなぐ」相談体制の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用しやすい相談情報の提供 2 「地域福祉よろず相談」体制の充実 3 総合相談体制の充実 4 生活困窮者への相談支援の充実 <p>3-3 誰もが安心して生活できる支え合い活動の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域の福祉ニーズに応じた支え合い活動の推進 2 生活に困窮する人が利用できる場や活動の場の創出 3 避難行動要支援者への支援の充実 <p>3-4 安心して福祉サービスを利用するための環境整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 福祉サービス従事者、支え合い活動の担い手の研修の推進 2 福祉サービスに関する情報公開の促進 3 福祉サービスを利用しやすい環境づくり (権利擁護の推進)

4. 重点的な取組

本計画では、以下の3つに重点的に取り組みます。

基本目標 1	基本施策 1-2 学び合い、共に育つ「福祉共育」(※)の推進
住民同士が出会い、交流し、共に学び合いことで、当事者意識を育む福祉共育に重点的に取り組みます。	
<ul style="list-style-type: none"> ●住民自治協議会、学校、社会福祉法人等の連携による、人権・福祉に関する理解を深める学びの場づくり ●住民福祉大会の開催 ●ボランティアかわらばんの発行 ●福祉共育のつどいの開催 	
基本目標 2	基本施策 2-2 多様な人や組織が連携・協働する体制をつくる
地域課題を共有し、解決につなげるため、地区内における地域福祉推進の実施主体間のネットワークづくりに重点的に取り組みます。	
<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法人、NPO等サービス事業者と地域の福祉関係者が参加する情報交換会の開催 ●地域福祉ワーカーによる地域と福祉サービス事業者との連携体制の構築 	
基本目標 3	基本施策 3-1 地域で見守り・地域で支える体制の充実
日常生活を送る中で、住民同士が交流し、見守りあう関係を築くことのできる、行政連絡区よりも小さな圏域などでの見守り・支え合いの体制の充実に重点的に取り組みます。	
<ul style="list-style-type: none"> ●隣組など、日常生活単位でのサロン事業等交流活動の充実 ●地域における見守り体制の充実 	

※福祉共育

地区の福祉活動の内容や支援を行う人、受ける人の考えを一方向的に聞くだけでなく、住民同士が共に学び合うことで当事者意識を育むための取組。本計画上の造語

第三次長野市地域福祉計画（案）に対する市民意見等の募集（パブリックコメント）結果について

1 趣旨

第三次長野市地域福祉計画策定に当たり、計画(案)に対して、市民のみなさんからご意見等を募集しました。

その結果をお知らせするものです。

2 募集期間

平成27年11月27日（金）から平成27年12月25日（金）

3 募集方法

書面、電子メール

4 公表方法

市ホームページ、記者会見、広報ながの、閲覧

5 閲覧場所(意見用紙配布窓口)

福祉政策課、行政資料コーナー、各支所、市ホームページ

6 募集結果

(1) 意見等提出者数

10人(提出方法:窓口3人、郵送1人、ファックス5人、電子メール1人)

(2) 意見等の件数

24件

意見区分	件数
① 第1章 計画策定に当たって	2
② 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	3
③ 第3章 計画の目指す将来像と基本的な考え方	5
④ 第4章 施策の展開	7
⑤ 参考資料	0
⑥ その他	7
合計	24

7 意見等に対する市の考え方

(1) 対応結果一覧

区分	対応内容	件数
1	計画案を修正する。	1
2	計画案に盛り込まれており、修正しない。	3
3	計画案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。	1
4	検討の結果、計画案に反映しない。	0
5	その他(質問への回答、状況説明など)	19
合 計		24

(2) 各意見等に対する市の考え方 ①

No.	意見区分	意見・提案等の概要	市の考え方	対応区分
1	第1章 計画策定に当たって	計画の進捗管理・評価は、誰が、どのようなサイクルで管理・評価するのか。	本計画の進捗管理・評価は、市民参画組織である(仮称)地域福祉計画推進会議や市内の地域福祉推進組織である地域福祉市内推進会議での意見等を踏まえ、長野市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において1年ごと実施します。	5
2	第1章 計画策定に当たって	3ページ「1 計画策定の趣旨」の3段落目「また、少子高齢化、核家族化の進展により、家族関係や住民相互のつながりが希薄化する中で、隣近所の支え合いが低下してきていることから、社会的孤立や生活困窮等の新たな福祉課題が発生してきています。」を「また、少子高齢化、核家族化、並びに女性の社会進出が進み、老々介護、家族による介護困難や介護離職などが新たな福祉課題となる中、隣近所の支え合いがより求められる社会となってきた。」としたほうが良いと思う。	「女性の社会進出が進み、老々介護、家族による介護困難」の部分につきましては、家族関係や住民相互のつながりの希薄化に含まれるものと考えます。	2
3	第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	地域福祉に関する現状や課題を広く市民に周知して、「住民一人ひとりが自分でできることを一つでも二つでも地域の中で実践しましょう」と分かりやすい言葉で呼び掛ける施策を期待する。	広報紙、ホームページ、社会福祉協議会主催の市社会福祉大会、地域福祉推進セミナー等で周知します。	5

(2) 各意見等に対する市の考え方 ②

No.	意見区分	意見・提案等の概要	市の考え方	対応区分
4	第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	地区内の高齢化が進み、買物、家事援助等にボランティアが必要であるが、担い手となる人がいなくて困っている。	地域福祉の継続的な推進や担い手の確保のために、地域の支え合い活動に現役世代だけでなく、元気な高齢者等多様な人々が担い手として参加することや地域の社会福祉法人、NPO、企業等が担い手として地域福祉活動への参加することを取り組む方向性として示しています。なお、いただきましたご意見から、地域福祉を取り巻く課題として「担い手の不足」を追記いたします。	1
5	第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	地域福祉を取り巻く現状として、少子高齢化が進み、不安な事柄は、増える一方であり、少しばかりサービスを増やすだけでは課題の解決にはつながらない。「助けて」「困っている」と遠慮なく言える地域づくりが必要であり、日常生活の中で、どれだけ顔を合わせ、信頼関係を築けるかということにかかっていると思う。	本計画では、「地域で見守り・地域で支える体制の充実」のために、日常生活単位でのサロン事業等交流活動の充実や見守り体制の充実に取り組むこととしています。	2
6	第3章 計画の目指す将来像と基本的な考え方	地域の現状や課題を踏まえ、第3次計画の目玉、新たに組み込んだ取組みをわかりやすく明示してほしい。	計画を推進するための重点的な取組みを基本目標ごとに設定をしており、基本目標の説明及び施策の体系図の中で示しています。	2

(2) 各意見等に対する市の考え方 ③

No.	意見区分	意見・提案等の概要	市の考え方	対応区分
7	第3章 計画の目指す将来像と基本的な考え方	<p>地区社会福祉協議会から住民自治協議会に移行して、地域福祉の取り組む体制が弱くなったとの声もある。</p> <p>住民自治協議会に対する積極的な指導体制を検討し、具体的に記述してほしい。</p>	<p>基本施策1-4の取組として、地区の支え合い活動が活発に展開されるため、住民自治協議会の活動に対して、社会福祉法人や地域包括支援センター、市社会福祉協議会、行政等が専門的な視点から福祉活動に関する提案や相談、地域福祉ワーカーへの研修等の支援を行うこととしています。</p>	3
8	第3章 計画の目指す将来像と基本的な考え方	<p>計画案で地域福祉ワーカーの役割分担を整理し、地域たすけあい事業コーディネーターと互いに補完し合う体制づくりをしようとしているが、そのためには、地域福祉ワーカーの身分保障をお願いしたい。地域たすけあい事業コーディネーターと補完し合うのだから、同等な身分が必要である。人材確保を住民自治協議会任せにせず、行政の責任で確保することを期待する。</p>	<p>地域福祉ワーカーの役割の見直しにあわせて、地域福祉ワーカー設置のために、市が支出している補助金の上限額を半日勤務から一日勤務が可能な額に変更して、地域たすけあい事業コーディネーターと同水準としていく予定です。なお、地域福祉ワーカーは、地域での住民活動に理解があり、コーディネート機能を適切に行うことができる地区にお住まいの方が適任であると考えております。また、地区の実情を把握している住民自治協議会に選任していただくことが最適であると考えています。</p>	5

(2) 各意見等に対する市の考え方 ④

No.	意見区分	意見・提案等の概要	市の考え方	対応区分
9	第3章 計画の目指す将来像と基本的な考え方	<p>19ページに地域福祉の基本的な考え方「3 生活をまるごと捉えて支える視点が重要です」、地域福祉を推進するための大切な方針「5 一生を見守り、支え続ける」とある。各住民自治協議会、各行政連絡区においての施策・展開方法について、具体例をもって、示してほしい。</p>	<p>地域において地域福祉活動を計画的、継続的に推進していくためには、住民自治協議会が地域の課題やニーズを把握し、「地区地域福祉活動計画」の策定、計画に基づく支え合い活動を展開していく必要があると考えています。なお、本計画は、公的福祉サービスだけでは十分に対応できない住民の様々な生活課題を行政・住民・関係機関等が協働し、解決につなげるなど、安心して暮らせる地域社会をつくるための基本指針を示す計画と位置付けています。</p> <p>そのため、取組内容は、実施主体ごとの役割や課題解決のための方向性を示す内容としています。</p> <p>なお、基本施策ごとに地域での取組事例を紹介させていただいております。各地区で地域福祉活動を行う際の参考としていただければと考えています。</p>	5
10	第3章 計画の目指す将来像と基本的な考え方	<p>どうしたら、住み慣れた地域で安心して暮していけるのかという課題を地域の中でそれぞれの住民が自らの課題として捉え、行政や関係福祉団体だけでなく広く地域住民が参加できる体制が作られることを要望する。</p>	<p>各地区で、住民自治協議会が中心となり、住民福祉大会や地域福祉懇談会等が開催されること、公的施設やまちの縁側に地域福祉推進の拠点の機能が設けられることを推進します。</p>	5

(2) 各意見等に対する市の考え方 ⑤

No.	意見区分	意見・提案等の概要	市の考え方	対応区分
11	第4章 施策の展開	取組内容が抽象的すぎて具体的な取組みがはっきり理解できない。	No.9と同様	5
12	第4章 施策の展開	基本施策ごとの取組みの内容が具体性に欠けている。〇〇が期待されます。〇〇が必要です。〇〇が求められています。〇〇の充実を図るなどの表現が多く、当事者として何をすべきか理解しにくい。		
13	第4章 施策の展開	目指す姿、地域の方向性は示されているが、その実現のための施策は具体性が欠けている。		
14	第4章 施策の展開	基本施策1-3の課題として「介護保険法の改正に伴い、高齢者が住みなれた地域で生活できるよう、介護・医療・生活支援・介護予防を切れ目なく提供できる地域づくりが求められている」と地域包括ケアシステムについてふれられているが、地域での取り組みが見えてこない。地域福祉に重大な影響を及ぼすので、何らかの見通しを示してほしい。	計画案では、地域福祉の継続的な推進や担い手の確保のために、地域の支え合い活動に現役世代だけでなく、元気な高齢者等多様な人々が担い手として参加することや地域の社会福祉法人、NPO、企業等が担い手として地域福祉活動への参加することを取組みの方向性として示しています。	5

(2) 各意見等に対する市の考え方 ⑥

No.	意見区分	意見・提案等の概要	市の考え方	対応区分
15	第4章 施策の展開	基本施策2-1の取組みの方向性に「支援者が活動し易いように個人情報の取り扱いについて考え方を整理する」とあるが、丁寧な指導をお願いしたい。	計画案では、民生・児童委員等地域の支援者を対象とした個人情報の取扱いに関する研修会を市と市社会福祉協議会が連携して開催することとしています。	5
16	第4章 施策の展開	基本施策2-2の指標目標に見守りに関するネットワーク会議を開催している地区数が現状17地区となっている。 民生児童委員が名簿を把握、見守りをしていると思うが、名簿を作成したままで、その後の関係者による“情報の更新”が行われているのか、継続性は担保されているのか。	基本施策3-1 指標目標の見守りに関するネットワーク会議は、災害時要援護者のような個人を特定するものでなく、日常生活の中で異変に気づいた場合の地域での通報・相談ルート確認や情報交換を目的して、住民自治協議会、区長、民生児童委員、行政、事業者等が集まる場のことです。地域の見守り体制充実のためには、ご意見のとおり継続的に会議が開催される必要がありますので、その方法について今後検討してまいります。	5
17	第4章 施策の展開	「地域たすけあい事業コーディネーター」への支援体制、「総合相談」の仕組みづくりについて具体例をもって、示してほしい。	計画案では、地域たすけあい事業コーディネーターが相談業務を円滑に行えるよう、市社会福祉協議会において研修会等を開催することで業務支援を行うこととしています。 市社会福祉協議会が実施している福祉総合相談に行政、社会福祉法人が協力・支援することで相談機能の充実を図ることとしています。	5

(2) 各意見等に対する市の考え方 ⑦

No.	意見区分	意見・提案等の概要	市の考え方	対応区分
18	第4章 施策の展開	基本施策3-1「地域で見守り・地域で支える体制の充実」の重点的な取り組みで、新しい仕掛けとして、75歳になったら皆に配布する長野市版の「後期高齢者手帳」の様なものがないか。これを重点的な取り組みとしてもらえないのか。手帳には、①介護保険の仕組み、②運転免許証の返納関連の情報、③運動や近所の活動するための情報、④介護認定の手続きなどを含めた情報満載のものにしてはどうか。	<p>本計画は、公的福祉サービスだけでは十分に対応できない住民の様々な生活課題を住民・関係機関等が協働し、解決につなげるなど、安心して暮らせる地域社会をつくるための基本指針を示す計画と位置付けています。</p> <p>そのため、本計画の重点的な取組として「後期高齢者手帳」の作成を盛り込むことは難しいと考えます。</p>	5
19	その他	住民自治組織の実態を踏まえ、実現の可能性を見極め、住民に分かりやすく、具体性のある計画になるよう期待する。	No.9と同様	5
20	その他	中山間地域に特別養護老人ホームが適当規模、設置を検討されることを望む。	<p>本計画は、公的福祉サービスだけでは十分に対応できない住民の様々な生活課題を行政・住民・関係機関等が協働し、解決につなげるなど、安心して暮らせる地域社会をつくるための基本指針を示す計画と位置付けています。特別養護老人ホームの設置については、本計画で検討する部分ではないと考えております。</p> <p>なお、整備目標につきましては、長野市介護保険事業計画で設定をしております。</p>	5

(2) 各意見等に対する市の考え方 ⑧

No.	意見区分	意見・提案等の概要	市の考え方	対応区分
21	その他	<p>計画において、「地域福祉ワーカー」(所属 住民自治協議会)が大変重要な役割を担うことになるが、「地域たすけあい事業コーディネーター」(所属 市社会福祉協議会)との連携・業務分担等、日常業務が大変複雑になってくることが予想される。「地域福祉ワーカー」「地域たすけあい事業コーディネーター」の所属を各住民自治協議会に統一することはできないか。</p>	<p>地域福祉ワーカーの役割は、住民主体の活動の担い手やその活動を作り出すことです。これらの活動は、地域が主体となり実施していくものであるため、活動をサポートする地域福祉ワーカーは住民自治協議会の所属とするものです。</p> <p>地域たすけあい事業コーディネーターの業務として、福祉自動車運行の運行管理があり、福祉自動車の運行は、福祉有償運送に該当します。実施のためには、実施主体が法人格を有していることが登録条件となるため、事業主体は市社会福祉協議会とし、運行管理責任者として市社会福祉協議会雇用のコーディネーターを配置しています。</p> <p>平成27年4月の法改正により法人格を有していなくとも福祉有償運送が可能になりましたが、住民自治協議会が事業主体となると住民自治協議会の責任と事務量が増え、住民自治協議会の体制整備が必要となりますことから、現状では、住民自治協議会の雇用に統一することは難しいと考えます。</p> <p>なお、市と市社会福祉協議会で福祉有償輸送について研究を行っています。</p>	5

(2) 各意見等に対する市の考え方 ⑨

No.	意見区分	意見・提案等の概要	市の考え方	対応区分
22	その他	ボランティアの教育や育成を幼少の頃から行う取り組みを計画の中に盛り込んでほしい。	本計画では、世代や障害の有無に関わらず、住民同士が出会い、交流し、共に学び合うことで、当事者意識を育む福祉共育に取り組むこととしています。	5
23	その他	生活保護世帯や非正規労働者の増加に伴う生活困窮の問題は、企業があまにも営利優先主義になり、労働者に対するあり方が昔に比べ、軽んじられているためと思料される。その対策として企業を指導監督する立場にあるものを事業推進担当者に加えること。	本計画は、公的福祉サービスだけでは十分に対応できない住民の様々な生活課題を行政・住民・関係機関等が協働し、解決につなげるなど、安心して暮らせる地域社会をつくるための基本指針を示す計画と位置付けています。労働者に対する企業のあり方については、本計画で検討する部分ではないと考えております。	5
24	その他	計画案をもう少し時間をかけて市民に対して周知する方法を考えてほしかった。 また、各住民自治協議会や行政連絡区における議論や検討も十分に保障していくことが計画を実施していく上で重要ではないか。 計画実施前に議論・検討できる仕組みを作ってほしい。	本計画案は、平成26年10月、住民自治協議会や民生委員、福祉関係事業者等様々な立場の方37名の市民参加によるワーキンググループ「市民企画作業部会」を組織し、20回以上の会議を開催して、検討をいただき策定したものです。 また、計画実施前に議論・検討できる仕組みではありませんが、計画の実施状況は、長野市社会福祉審議会地域福祉専門分科会で進捗管理を行う他、個別の事業は、市民参画組織の(仮称)地域福祉計画推進会議及び行政組織の地域福祉庁内推進会議での意見等を踏まえて、事業点検を実施することとしています。	5